

令和7年度 第2回石狩市厚田区地域協議会 会議録

【日 時】 令和7年7月1日（火） 18:00 ～ 20:15

【場 所】 厚田保健センター 1階多目的ホール

【出席者】 13人（14人中）

役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
会 長	渡邊 教門	○	委 員	鎌田 憲一	○	委 員	立崎 寿朗	○
副会長	東 幸子	○	委 員	平賀 敏和	○	委 員	大内さつき	○
委 員	小笠原英史	○	委 員	今 光江	○	委 員	石田 靖子	○
委 員	小山 玲子	○	委 員	森田 瞳	○	委 員	角田 由希	○
委 員	河合 保郎	○	委 員	笹谷 清一	×	委 員	欠員	

厚田支所 ～ 東支所長、吉田課長
 企画課 ～ 大川課長、吉田主査、幸田課長、佐々木課長
 環境課 ～ 上窪課長
 地域おこし協力隊 ～
 集落支援員 ～ 八木沼支援員
 協議事項関係者 ～ 北海道中央バス(株)石狩営業所長 熊谷氏
 事務局（地域振興課） ～ 渡部課長、近藤主査、中村主任

【傍聴者】 なし

【次 第】 1. 開会

2. 会長挨拶

3. 情報交換会（リラックスタイム）

4. 協議事項

（1）「石狩市厚田地域協議会及び浜益地域協議会条例」案について

5. 報告事項

（1）市内火葬場の統合について

（2）庁舎以北の公共交通について

6. その他

7. 閉会

1. 開会

2. 会長挨拶

渡邊会長より、委員の皆様へ本日参加いただいたお礼と、協議事項の中で忌憚のないご意見をお願いし挨拶に代えた。

3. 情報交換会（リラックスタイム）

立崎委員より「厚田学園の行事」について、小山委員、大内委員より「厚田神社例大祭」について、東副会長より「望来マルシェ」についてそれぞれ情報提供を行った。

4. 協議事項

（１）「石狩市厚田地域協議会及び浜益地域協議会条例」案について

【 渡邊会長 】

「石狩市厚田地域協議会及び浜益地域協議会条例」案について、ご説明をお願いいたします。

【 幸田課長 】

企画課厚田浜益担当、幸田から説明させていただきます。事前に資料をお配りさせていただいておりますが、ちょっと量も多くて、ご覧になるのも大変だったかと思いますが、できるだけわかりやすくご説明したいと思いますので、よろしくお願いします。

新たな地域自治のあり方につきましては、昨年7月、厚田地域の今後のあり方に関する「諮問」に対し、「地域の重要事項を審議して市に意見を述べるなど、地域協議会が現在担っている機能は、そのまま残す必要がある。」と「答申」をいただき、その後、昨年の地域協議会におきまして、新たな組織について具体的に検討をいただき、今年の3月に新たな組織はこういう組織にしたいというご報告、ご提言をいただきました。この答申及びご提言を踏まえまして、市の条例など法務の担当所管であります総務課法制担当と協議のうえ、新たな組織について規定する条例案を作ってまいりましたのでご説明させていただきたいと思います。

別紙の「対照表」という資料を使ってご説明したいと思います。この対照表は、現在の地域協議会の規定が左側に書かれており、新しい組織の設置条例案が右側に書かれております。さらに、現在の規定とそれに対応する新たな規定部分を矢印でつないでおります。

では、1条から順にご説明いたします。まず、新しい地域協議会条例の第1条及び第2条につきましては、協議会の「設置」と「名称など」について規定しております。現在の規定では、地方自治法202条の5第1項に「地域自治区に地域協議会を置く。」と規定されております。新たな条例では、第1条におきまして「本市の一体的発展を共に担ってきた両地域の地域協議会の役割・機能を継承する組織として、厚田地域及び浜益地域にそれぞれ地域協議会を置く。」と規定しております。

そして、第2条におきまして、協議会の名称を「厚田地域協議会」、「浜益地域協議会」と規定しております。3月のご提言の一つ目、「新たな組織の名称は「厚田地域協議会」とする。」から、名称をそのとおり規定しております。

資料では、次に第4条、第5条、そして第3条の順で記載してございますが、これは現在の規定、地方自治法の条項の順序にあわせて対照表を作ったためで、市の他の組織規定では、「設置」の次に、「目的や役割」の規定があるのが一般的であることから、現在の地方自治法の記載順ではなく、「役割」の規定を第3条として、第2条の次に持ってきております。

第3条から先にご説明いたします。第3条は、協議会の役割を規定しております。まず、第3条第1項についてです。現在の規定では、地方自治法202条の7第1項、第1号から第3号に規定しております。新たな条例では、第3条第1項第1号から第4号に規定しています。内容は同じであります。文言を調整しております。

一つは、第3条第1項の文中に、現規定では、「意見を述べることができる。」で終わっているところ、新たな条例では、「意見を述べ、若しくは要望することができる。」と記載しています。これは、昨年、答申へ向けた地域での協議、意見交換の中でお聞きした「これまでの地域協議会は、市に意見も要望も言えなかった。これからは地域の意見、要望をしっかりと市に言える組織が必要である。」というご意見を受けまして、現在の規定でも、意見要望を述べることはできる、と解するものではありませんが、これまではそのように捉えられていたということですので、「できますよ」ということをあえて明記しております。二つ目は、現在の規定、地方自治法202条の7第1項は第1号から第3号までですが、新たな条例には、第3条第1項に第4号として、「その他市長が必要と認める事項」という、一般的な補填の規定を追加しております。

次に、第3条第2項、重要事項についての規定ですが、現在の規定、地方自治法では202条の7第2項で、「条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって、地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聞かなければならない。」と規定され、さらに、条例で定める重要事項は、合併協議書の第8条に三つ規定されております。新たな条例では、第3条第2項に同様に規定し、第1号「過疎計画に関する事項」と第2号「地域振興基金の活用に関する事項」の二つとなります。現在合併協議書に記載があります「新市建設計画に関する事項」については、令和7年度末で終了となりますので記載はございません。

第3条の最後、第3項は市の義務を規定しており、現規定、地方自治法第202条の7第3項の規定と同様に、「市長その他の市の機関は、第1項の規定による答申又は意見若しくは要望又は前項の意見を尊重し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。」と規定しております。以上、第3条では、答申の実現に最も重要である現在の協議会の機能・役割について、その全てを継承することを規定しております。

次に、上に戻りまして第4条になりますが、「組織」について規定しておりまして、委員の選任や任期などについて記載している部分です。今の規定では、地方自治法202条の5で、第2項から第5項の規定、それを受けまして合併協議書第6条に規定されております。

合併協議書第6条第1項につきましては、当該区域に住所を有する者15人以内の委員をもって構成すると規定されており、委員の区分として、第1号公共的団体が推薦する者、第2号識見を有する者、第3号公募に応じた者となっております。3月にいただいたご提言の二つ目、組織におきまして、「地域協議会は、次に掲げるもので構成する10人以内、厚田地域に居住する者（公募委員）、厚田地域の自治会を代表する者、厚田地域の農業、漁業、商工業その他の公共的団体関係者、といただいております。新条例では、第4条第1項におきまして、委員数を10人以内と規定しています。

第2項では、委員の区分におきましては、（1）として、これは厚田に住所を有する者で、公募に応じた者となります。（2）として、地域の町内会、自治会など地縁団体が推薦する者、（3）として、地域の農業、漁業、商工業に係る産業経済団体やその他の公共的団体等が推薦する者、としております。現在の委員は、すべての委員が地域に住所を有することが前提条件となっておりますが、新組織では、（1）の公募委員のみを地域の居住者限定とし、（2）と（3）につきましては、これらの団体が推薦するのであれば、この地域に住所を有していない方でも良いということにしております。

意図としては、多様な意見を反映するための柔軟な委員選任や、持続可能な組織運営を図るものと事務局から聞いております。全ての委員について、住民限定ではなく、場合によっては花川など地域以外に住まれている方でも、地域協議会に入っていたきたいという方がいらっしゃった場合に委員とすることが可能となっております。なお、「その他の公共的団体等」といいますのは、婦人会や青年会といった団体なども含まれております。区域外に住んでいてもこの地域で活躍している方などがいれば委員になることができる、また、札幌の大学教授ですとか、地域のために意見を言っていただけの方など、地域の実情に合せて委員を選任することができるような規定となっております。

現規定、合併協議書の第6条第1項に、委員の人数と共に記載している、「地域住民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。」については、新条例では、第4条第3項に記載しました。次に、現規定、合併協議書第6条第2項に規定する「委員の任期」、続く第3項に規定する「再任を妨げない。」規定については、新条例、第4条第4項と第5項にそれぞれ同様に規定しています。

ここで引き継がれない条文があるのですが、現在の合併協議書には第4項がございまして、「委員の報酬については、石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例により支給する」という規定がございしますが、新しく設置する協議会は、条例に基づき設置される審議会でありますので、この一文がなくとも、当然に「石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の適用を受けるものであることから、新しい条例ではこの規定を削除しております。

次に、第5条につきましては、「会長及び副会長」について規定しております。現在の規定は、地方自治法202条の6と、その2項を受けての、合併協議書第7条に規定しております。会長及び副会長の「選任方法」、「任期」、「役割」、「欠格事項」について、矢印のとおり記載順や文言の整理をし同一の内容で規定をしております。

資料の裏面に行きまして、第6条「会議」から第8条「委任」まででございます。現在の規定は、地方自治法202条の8を受けての合併協議書第9条から第11条に規定しております。まず、第6条ですが、第1項に「会議は、必要の都度、それぞれその会長が招集する」と規定しております。3月のご提言の三つ目、「地域協議会の会議は、必要の都度、会長が招集する。」を受けまして、そのとおり規定しております。新たな組織においての委員の負担軽減を図ることからも、会議については毎月定例で開催するのではなく、必要な時にだけ開催することとするため、「必要の都度」という言葉を加えております。新たな条例、第6条第2項から第5項には、現規定、合併協議書第9条第2項から第5項の規定を、一部、順序、文言の整理を行い同様の内容を規定しております。

次に、第7条「庶務」につきましては、現規定、合併協議書第10条でございますが、現在と同様に各地域の地域振興課で行う旨規定しております。

条文の最後になります第8条ですが、現規定は、合併協議書第11条です。後段、一般的な市の規定に順じ、「市長が定める」という文言にしております。

次に、附則として、3点規定しております。一つは、「施行期日」で、令和8年4月1日から施行しますということ。二つ目は「準備行為」として、条例が施行される前でも、委員の選任などの準備が必要となりますので、その手続きを行うことができますよという規定になります。三つ目は、先ほども出てきました「報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正になります。別資料の「条例案」の附則にございます、改正の前後表をご覧ください。条例、別表に記載の（7）地域協議会の年額報酬の規定を削除するという一部改正であります。あわせて、お配りしている資料、同条例の6ページから7ページにわたって別表の記載がありますのでご覧ください。7ページの（7）に地域協議会の年額報酬が記載されております。この（7）を削除する訳でございますが、これを削除したら報酬は貰えなくなるということではなく、新たな地域協議会というのは、この条例によって設置される審議会という形になりますので、市の他の審議会、例えば都市計画審議会などと同様に、令和8年度以降は、別表の区分（13）「前各号に掲げるもののほか、法令等により設置され、又は選出された委員」に対する報酬に該当することとなり、報酬額は、日額で、会長は6,900円、委員は6,100円となります。

最後に、今後のスケジュールといたしましては、今月中に浜益の地域協議会におきまして、この条例についてご説明をさせていただきまして両地区の地域協議会のご了承をいただければ、9月にパブリックコメントを予定しております。そのパブリックコメントを経まして、12月の第4回市議会定例会に上程をし、議決をいただきたいという予定で考えております。ご説明は以上となります。

【 渡邊会長 】

ありがとうございました。この件につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

基本的には、我々の要望に応じてくださる形でこの条例を作ってくださいっているので、ほぼご意見等はないのかなと感じられますが、どうでしょうか皆さん、よろしいですか。この後、多少手直しの方もあっていいでしょうか。

【幸田課長】

この後、浜益の地域協議会でもご説明をさせていただきますが、もし何か修正点など出てきた時には、また法制担当と相談しまして、直したものを皆さんにも改めてお示ししたいと思います。何もなければ、このまま進めると形になると思います。

【渡邊会長】

はい、ありがとうございます。それではよろしくどうぞお願いいたします。この後、幸田課長については、所用がございますので、ここで退席させていただきます。どうもありがとうございました。

5. 報告事項

(1) 市内火葬場の統合について

【渡邊会長】

報告事項に入ります。市内火葬場の統合についてご報告お願いいたします。

【上窪課長】

環境市民部環境課の上窪と申します。今の所属は2年目でして、平成26年から10年間、企画課にありまして、こちらの協議会にもたびたび参加させていただいておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

火葬場の統合についての資料は、お手元にA4カラー両面1枚の資料を用いて説明をさせていただきます。また、スライドの方でも投影をさせていただきますので、どちらか見やすい方をご覧くださいと思います。

火葬場の統合に至る背景についてご説明をさせていただきます。資料の左側になりますけれども、これまで石狩市の火葬場の条例に基づきまして、昭和62年に供用開始した親船にありますが石狩斎場。平成11年に供用開始しました厚田斎場。そして、平成20年に供用開始した群別の浜益斎場。以上、三つの斎場を本市は有しております。この三つの施設を公務サービス(株)に指定管理を委託しまして、これまで管理を行ってきたところであります。

資料の右側でございますけれども、厚田、浜益での葬儀に課題が生じ始めている状況にあります。一つ目ですが、厚田、浜益の火葬炉を操作する方が不足しておりまして、高齢化も加わり、人材が不足しているという状況にあります。二つ目でございますが、火葬炉については、その稼働が少なく、着火しても温度がなかなか上がらない。それで火葬に支障が出ている状況でございます。三つ目、浜益でありますけれども、すでに葬儀会社のサービスが提供されていない状況でありまして、葬儀に必要な人、物の確保が困難となっている状況であります。

資料の裏の方に移らせていただきたいと思います。右上にグラフがございますけれども、平成22年以降、厚田、浜益それぞれの斎場の利用は減少しております。資料中程左側ブルーの表でございますけれども、直近の令和6年度におきましては、区内で50の方が亡くなったうち、厚田斎場を利用した方が1年間で9件となっております。一方で石狩斎場、若しくは山口斎場は、8割を超える方が利用している状況にあります。月別の火葬の件数なんですけれども、中ほど下の黒の表でありますけれども、令和6年度においては、4月に1件で半年ほど空きまして、9月に2件、また10月に1件というように、月に1、2件の利用となっております。

今回の統合案については、このような地域における課題、また利用の動向を踏まえまして、持続的な火葬場を

確保するために、市内の三つの火葬場を石狩斎場一箇所に統合して、さらに長寿命化策を講じようとするものでございます。

今後のスケジュールでありますけれども、資料の一番下でございますけれども、先日、6月23日に市議会の厚生常任委員会でご説明をさせていただきました。また、先週、浜益区の地域協議会でご報告をさせていただきました。まして、本日は厚田区地域協議会でご説明させていただいてございます。この他に市民参加手続といたしまして、7月7日から意見交換会を予定しておりまして、厚田区においては、7月7日に聚富会館、8日に望来のみなく、9日に厚田保健センター、10日に発足会館の4地域で意見交換会を開催させていただきたいと思います。すべて18時からの開催となっております。また、この後ご報告させていただきます、公共交通部局と一緒に合同で開催をさせていただきたいと思っております。その他、7月24日から8月15日まで全市を対象にアンケート調査を実施したいと考えております。既に広報7月号でもご案内しているほか、また回覧においてご案内をさせていただきたいと思っております。厚田においては全戸配付をさせていただいて、適切な形でより多くの皆様にご意見を出していただけるような手法でと考えております。その他、地域協議会条例と同じタイミングになりますけれども、9月にパブリックコメントを実施させていただきまして、その結果を踏まえ、12月の第4回議会定例会に条例改正案を上程させていただきまして、令和8年4月1日から石狩斎場一箇所で運営させていただきたいと考えております。報告は以上となります。

【 渡邊会長 】

ありがとうございます。この件につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【 小笠原委員 】

ちょっと気になるというか、石狩斎場の利用データも見せてもらえるとわかりやすいのかなってということと、今後の見込みみたいなのがあれば、厚田と浜益の利用が合わさった部分の数字が単純にプラスで増えていく見込みをしているのかとか。その辺の見通しがわかるともう少しいいのかなと思いました。

【 上窪課長 】

ありがとうございます。二点お話しいただきましたが、一点目の石狩斎場の利用については、令和2年度から6年度までの件数については、資料の青い表の中に記載させていただいておりまして、令和6年度ですと厚田区で亡くなった50人のうち、18人が石狩斎場をご利用いただいております。23人が札幌市の山口斎場をご利用いただいているという状況でございます。

【 小笠原委員 】

その厚田区の利用者の内訳でなくて、石狩斎場全体の利用の数字が教えていただきたいのですが。

【 上窪課長 】

失礼いたしました。令和6年度ですが、石狩合計で826の方がお亡くなりになっているんですが、そのうち石狩斎場を304人がご利用いただいております。山口斎場の利用は495人ということで、市内で亡くなった方の6割以上が山口斎場をご利用されていて、この傾向は毎年増加傾向にあります。今後も7割、8割と増えていくことが予想されますが、山口斎場をお使いになる場合、石狩斎場をご利用になる場合との料金の差額を市が後日補填させていただいておりますので、今、厚田、浜益斎場とも6,000円でございますけれども、その額と同額で利用いただいている状況であります。二点目でございますけれども、令和6年度で見ますと、厚田と浜益斎場の利用は13件でありまして、この件数が石狩斎場、若しくは山口斎場をご利用いただいたとしても、火葬の予約に

ついては、支障がないものと見込んでおります。以上です。

【 渡邊会長 】

ちょっと私からいいでしょうか。この数字っていうのが令和2年からということで、まさしくコロナ禍からっていうところですね。コロナ禍で、地元で火葬する方が相当数、減ったことは減ったんですよね。それ以前の記録って分かるのであれば報告いただけますでしょうか。

【 上窪課長 】

今持ち合わせているのが平成21年度からのデータになるんですけれども、数字申し上げてもよろしいでしょうか。厚田斎場の利用件数になりますが、平成21年度から28人、31人、25人、16人、25人、13人、26人、13人、23人、16人、そして令和元年度から12人、8人、6人、8人、11人、9人となっております。

【 渡邊会長 】

はい、ありがとうございます。コロナが出る前はそれなりの人数はあったという解釈ができるのかなと思います。そして、厚田と浜益を一緒に議論するというのは、ちょっと違うかなと。浜益は確かに高齢の方がお一人でやられて、公務サービスの方がお手伝いに行っているっていう話も聞いています。その辺をちょっと切り離してお考えいただいた方が実はいいのかなと思います。厚田は厚田で考えさせていただければと思います。

この件については、私個人的にはやっぱり、地元で葬儀をやりたいという方も徐々に増えてきています。厚田区も細長いもんで場所によって、例えば望来以南の方とかは、石狩や山口でもそれほど気にならないのかなという部分もありますが、厚田や発足というのは、やっぱり地元でっていう気持ちが高いのかなというふうに思っておりますので、まあここで結論出すわけじゃないです。その辺ちょっと考慮願いたいと思います。

【 小笠原委員 】

ちょっといいですか。これ報告事項だったので、もう決まったことについて報告をもらったと思ってたんですが、そういうわけじゃないんですか。

【 渡邊会長 】

これはこれから意見交換会などがありますので、皆さんの意見を聞く機会があるということだと思いますので、決定事項ではないんですよね。

【 上窪課長 】

はい、決定事項ではありません。本日、地域協議会で初めてご報告をさせていただいておりますが、この後、7月7日から行われる意見交換会、更にアンケート調査も行います。加えて9月のパブリックコメントと、これらの手続きで寄せられた意見を踏まえて、案として確定させていただきたいと思っておりますので、本日のご報告案件にはなっておりますけれども、これで決定させていただきますという趣旨ではありませんのでご理解いただければと思います。

【 渡邊会長 】

そうですね。その他、皆様よろしいでしょうか。

【 上窪課長 】

補足させてください。意見交換会ですとか、アンケートの結果については、今後の地域協議会でご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(2) 庁舎以北の公共交通について

【 渡邊会長 】

よろしくお願いいたします。それでは次の庁舎以北の公共交通についてをご報告をお願いいたします。

【 佐々木課長 】

企画課交通担当課長をしております佐々木と申します。本日はお時間頂戴いたしまして、この庁舎以北の公共交通についてご説明させていただきたいと思います。本日は私のほか、北海道中央バス(株)石狩営業所の熊谷所長にもお越しいただいておりますので、市の状況と中央バス側の置かれている状況についてそれぞれご説明申し上げた後、今後の動き方についてご説明させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

お手元の資料とスクリーンの方、見やすい方をご覧くださいと思います。資料の2ページをご覧くださいと思います。既に一部報道でも出ておりますが、石狩市内の路線バス事業者でございます、北海道中央バス(株)様から、昨年の暮れに、市内を走っている路線バスのうち、この石狩北部を走ってございます、石狩線、札厚線、トーメン団地線、この三つの路線につきまして、現状札幌ターミナルから石狩厚田方面に向かっているものを、石狩庁舎前までとし、それ以北の路線については廃止をしたいという意向をいただいたところでございます。

年が明けて本年に入って以降、市と中央バスの間で路線廃止に伴う代替交通に向けての移行期間に関して協議を行ってきたところでございます。もちろん路線の廃止というお話を受けまして、市といたしましては、何とか路線の維持の可能性というところの協議を申し出ていたところでございますが、後ほど熊谷所長からもご説明ございますが、中央バスにおかれましては、現状の乗務員の不足がかなり深刻な状況であるということでございます。

今から10年ほど前に、当時浜益線という浜益まで行っている路線がございました。こちらにつきましては、平成27年度末をもって廃止になりましたが、当時、一部赤字の補填という形で財政支援をしての事業の延長ということを続けさせていただいた経緯がございました。ですので今回につきましても、同じような形での協議をさせていただきたいというお話も申し上げましたが、中央バスとしては、財政的な支援というところではなく、人手不足によって石狩以外の地域も含めまして、現状の路線の維持というのは非常に困難であるという中でのお話になってございまして、その中で、「じゃあいつまでに代替交通案を作ることができるのか」という形の協議に終始せざるを得ないところでございました。

そんな中、5月時点で中央バスと協議をしている時点で、石狩線につきましては本年の11月末をもっての廃止、そして、札厚線とトーメン団地線につきましては、来年の令和8年3月末での廃止という協議を受けているところでございます。この協議を受けまして、5月以降、市議会への説明、関係する連合町内会の役員の方へのご説明を進めてまいりました。そして先週の月曜日、6月23日に地域の交通政策を協議します地域公共交通活性化協議会の場におきまして本件のご説明を申し上げ、石狩線につきましては中央バスから協議いただいております、当初の11月末ではなく、若干後ろ倒しする形で12月14日をもっての廃止というところで協議会での協議が整ったところでございます。ですので、石狩線につきましては、12月15日より新たな代替交通での運行を目指していく方向で、現在話を進めているところでございます。

今現状、石狩市と中央バスとの間で行ってまいりました協議状況についてご説明申し上げましたが、ここで石狩営業所の熊谷所長から、中央バスの置かれている事情についてご説明いただければと思います。所長よろしくお願いいたします。

【北海道中央バス(株)石狩営業所長 熊谷氏】

皆様はじめまして。ただ今ご紹介をいただきました中央バス石狩営業所の熊谷でございます、よろしくお願いいたします。冒頭、石狩市の方からご説明ございましたが、この度、地域の皆様にご不便とご迷惑をおかけする提案を石狩市の方にさせていただきました。既に新聞等で広く報道されておりますとおりでございますけれども、石狩市舎以北についてのバス路線の廃止について提案をさせていただきました。当社といたしましても、非常に長い歴史を持つ路線でございます。皆様にご利用いただいている路線でございます。バス事業者としては本当に断腸の思いであり、決して望んだ形ではございませんが、その提案をせざるを得なくなった背景についてご説明させていただければと思います。

地域協議会の皆様も報道等でご承知かと思いますが、日本全国的にバス乗務員の運転者不足が深刻な状況になってございます。バス乗務員に必要な大型二種免許保有者につきましては、少子化または若者の車離れ、いろいろな原因がありますが年々減少しております。北海道に目を移しましても 20 代から 40 代で大型二種免許を持っている者につきましては、ここ 10 年で 60%も減少しているという状況になっております。この傾向はますます今後も続くと言われている状況になっておりまして、バス乗務員の新規採用はますます困難になっているという状況であります。

続いて当社に目を向けましても、日本全国と同じ傾向になっております。15 年ほど前から乗務員の不足は深刻化しておりました。その中で当社としましても乗務員の養成制度ですね。養成制度というのは、当社の子会社に自動車学校がございますので、「自動車学校で大型二種免許を取る費用は会社が持ちますから、どうか免許を取って当社に入ってください」と、そういったお願いもしてまいりました。それから、定年延長もいたしました。今までは 60 歳が定年でしたが 65 歳まで定年延長しました。「あと五年間、皆さん頑張ってお願ひしたいです」ということで、なんとか人材の確保に努めてまいりました。しかし、バス乗務員という勤務は皆さんご承知かもわかりませんが、長時間労働です。朝の 4 時半から夜中の 11 時半までやっています。加えて不規則な勤務、早番から遅番まであります。このローテーションです。他の産業に比べればこういった長時間労働、不規則勤務のためなかなか応募者が集まらない、増えない、人材確保が困難な状況が続いております。

そこに追い打ちをかけるように新型コロナの影響がございました。お客様が少ないことによって、大きく減便しました。減便したことによって、乗務員の給料がガクッと落ちていったわけでございますけれども、コロナの前の令和元年と今を比べて乗務員が 300 人退職しました。全体の 23%がこのコロナ禍の間に退職したということになります。退職の原因については、はっきり言って給料の話なんですけれども、本当に多い者では数十万円、一番多い者でも 100 万円ぐらい給料が落ちた者もありました。「給料が少なくなることによって住宅ローンが払えないんで、他の会社に行かせてくれ」と言う者もたくさんいて、退職する乗務員に歯止めがかからない、そんな状況になっておりました。加えて、乗務員の平均年齢も上がっております。今、中央バスの乗務員の平均年齢は 55 歳を超えました。私の所属している石狩営業所には 140 名の乗務員がおりますけれども、実は 20 代はおりません。30 代は二人しかいません。40 代もごくわずかで、4 分の 3 は 50 代以上。これがバス会社の現状です。多分、この比率については日本全国的に似たような状況かと思います。

実は一週間前に新入社員が 3 年ぶりに入りました、石狩営業所に。51 歳です。やはり、新しい希望を持って入ってくる人間についても、なかなか若者が入ってこないというのが現状になっております。それでも何とか退職に歯止めをかけるために、賃金アップ、待遇改善を行いました、今年の春です。休みの数も増やしました、5 日間増やしました。そういったことで人材確保に努めてまいりましたけれども、なかなか厳しいです。休みの数も増やしましたけれども、140 名いますので、一日に一人や二人、やはり体調が悪いという乗務員も出てまいります。体調が悪ければ、我々事務職は休んで終わりなんですけれども、乗務員の場合は必ず誰かが代わりに出勤しないと、ダイヤに穴が空いてしまう。そういったことで非番の人に来てもらう。「明日お願いです、出勤してください」ということでお願いをし続けてまいりました。休みの数を増やしましたけれども、現実に休める数というの

はなかなか増えていかない。これがまた労働条件の悪化につながって、辞める者が増えてしまうという悪循環がずっと続いてまいりました。このような背景から、今の限られた乗務員数で現在の路線を維持していくことはちょっと困難であるということで、会社の判断に至りました。そういった状況のため、今回廃止の提案をさせていただきましたけれども、ご利用いただいている皆様には本当にご不便、ご迷惑をかけるかと思いますが、当社のこの厳しい現状をなんとかご理解いただきたいと思います。本当に大変なご提案でございますが、よろしくお願ひしたいと思います。当社からの説明は以上になります。

【 佐々木課長 】

熊谷所長、ありがとうございます。中央バス様の現状をご説明いただきましたが、では今後どのような形で路線廃止後の代替交通を考えるかというところでございます。資料5 ページになります。石狩庁舎から北ということで、延長としては約 40km ほどのかなり長い距離の路線の廃止となります。石狩市では昨年3月に新港の路線が廃止になりましたし、その前には、先ほど申し上げました浜益線、あるいは古くは高岡生振といった路線の廃止がございましたが、短期間でこれだけの距離の路線の廃止というのは、正直、経験したことのない規模感だと思っております。

そんな中、廃止後の代替交通をどう構築するかというところでございますが、この5 ページに示させていただいておりますように、今現在、地域の交通事業者とも代替交通案の協議を進めておりまして、地域のタクシー事業者様を中心に3社のご協力をいただいた形で新しい交通モードを作りたいと考えているところでございます。

本来であれば既存の中央バス路線をそのまま踏襲する形というのが一番理想的だと考えておりましたが、交通事業者様と協議をする中で、やはり厚田の道の駅から札幌ターミナルに行く朝一の6時10分という便がございます。この便に乗って通院される方、通学をされている高校生がいらっしゃるというふうになっております。我々としては、この通学、通勤の足の確保というのを、まず代替交通を考える上では最優先にと考えてございますので、この厚田発の6時の便をどのように確保するのかといったことを交通事業者と協議をしている中で、現状、中央バス様も非常に大変だったであろうと思いますが、特に冬場の朝一に厚田発の便を、車と人を用意するというのが、非常に難しいというお話をいただいていたところでございます。

その中で厚田の地域交通事業者様のご協力もいただける形で事業を組みたいと考えておりますが、距離が長いということと、各社出せる車の量がもちろん限られている中で、一気に通貫で路線を組むのではなく、資料の図の紫の矢印と黄色の矢印の堺がぶつかる所、ここが八幡エリアになってございます。今回はこの八幡を堺として、八幡から北の路線、八幡から南の路線という形で新しく二つの路線を創設したいと考えてございます。

八幡から北につきましては、厚田道の駅からスタートしまして、望来、トーマン団地を通りまして八幡までの便。そしてもう一つが、八幡コミセンから庁舎前を経由して最終的には花川南交番がございすラズ花川南店へ、バス停でいいますと、花川南5条3丁目というバス停になります。この二つの路線を創設したいと考えてございます。また、既存の交通モードの活用というところで、現在、沿岸バス(株)が増毛町から札幌まで運行しております、都市間交通バスの増毛号というバスがございす。こちらにつきましては、現状増毛を出て浜益、そして厚田には駐車場がございすますが、そこから南については現在停留所がなく、そのまま札幌に向かうという運びになってございます。今後増毛町とも協議をしながら、停留ポイントの追加について協議を進めてまいりたいと考えてございます。これまでは札幌ターミナルまで乗り換えずに直接行けましたが、今回、新たな交通につきましては、基本的には市内の路線ということになりますので、どこかしらで一度は乗り換えていただくという必要性が出てきます。その中でこの増毛号につきましては、乗り換えずに札幌まで行ける便ということで、今後非常に貴重な交通手段になるかと思ひますので、地域の方にご利用いただけるような形での仕組みづくりというのを進めてまいりたいと考えてございます。これ以外にもまだ対象となっているエリアを走っている交通というのはあると考えておりますので、これらの交通モードにつきましても、今後使っていただけるような仕組みの検討を

進めてまいりたいと考えてございます。

資料の6ページ、7ページをご覧いただきたいと思います。先ほど申し上げました、新たな代替交通の二路線について、それぞれ記載しているところでございます。6ページにつきましては、八幡から南のエリアの概要となっております。地域の足、特に通学通勤の足の確保というところで、交通事業者と運行案を練っている中では、平日につきまして午前5便、午後5便の体制で八幡・ラルズ間を往復するという形を考えてございます。そしてこれまでと大きく変わる点につきましては、これまでの中央バス様の路線バスについては、予約なしでご乗車いただけたというところでございますが、今考えている代替交通につきましては、新港地域で既に運行をしておりますデマンドシステムを採用し、予約制という形を取らせていただきたいと考えております。予約手法につきましては、お電話でコールセンターにご連絡をいただいて予約する形と、スマートフォンなどから予約していただく形の二つの方法を想定しているところでございます。停留所につきましては、基本的には中央バスのバス停をそのまま採用する形を想定しておりますが、一部、例えばコンビニ、あるいは公共施設など、地域の方にとって、その利便性が上がるであろう場所につきましては、新たな停留所として追加して運用してまいりたいと考えてございます。

八幡以北の厚田・八幡間の便は、八幡において南の便と乗り換えをする形での運行を考えてございます。7ページをご覧いただきたいと思います。こちらは八幡から道の駅までを運行する便となります。道の駅では浜益方面のデマンド交通との乗り換えを行うことになります。

続きまして8ページをご覧いただきたいと思います。こちらは、今考えております新しい二つの路線と、現在運行しております浜益厚田線、先ほど申し上げました沿岸バス様の増毛号、この四つの路線の時刻表を重ね合わせたものとなっております。この中で黄色と水色の部分がございしますが、ここがいわゆる乗り換えをするタイミングとなっております。例えば、一番上の段ですが、朝、浜益を6時に出た浜益厚田線が、7時に道の駅に着きます。そしてここで7時5分発の厚田八幡線に乗り換えをしていただきまして、7時33分に八幡コミセンに着きます。今度は、7時40分発の八幡ラルズ線に乗り換えいただきまして、最終的に花川南のラルズには8時18分に着くという形です。これまでと同じように、できるだけ朝の通勤時間帯の便、そして夕方便の確保ということで、交通事業者と協議しながら作り込んでいるところでございます。この形はもちろんまだ案ということでございますので、今後、この草案を持ってですね、各地域にご説明申し上げご意見いただきながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思います。こちらが運賃の案となっております。運賃につきましては、これまで中央バス様の運賃につきましては、各停留所ごとにその行先に応じた料金帯が設定されてございましたが、代替交通につきましては、浜益から花川南までを大きく六つにエリア分けいたしまして、そのエリア間でいくらになるかという形の料金体系となっております。表につきましては、主だった停留所間の料金となっております。左に書いてある数字が新たな運賃となっております。その右に括弧書きの数字が現状の中央バス様の運賃、その下に書いてありますゼロとかプラス、マイナスで書いてある数字は、現行料金との差額になってございます。ですので、マイナスは現状よりも安く、プラスは現状よりも高くなっているということになります。厚田地区の皆様におきましても、庁舎前、あるいは花川方面へのご利用が多くなってくるかと想定しておりますが、各地区から花川北あるいは花川南エリアに行く料金につきましては、現行料金よりも若干ではございますが、少し抑えた形での料金設定ということで考えているところでございます。こちらにつきましても、今後の意見交換会の中で、地域の方のご意見をうかがいながら適切な形での運賃の方を設定してまいりたいと考えてございます。

11ページ以降につきましては、昨年の9月に実施した乗降調査の結果データとなっております。こちらについては後ほどご覧いただきたいと思います。先ほど、環境課の上窪課長からもお話がございましたように、来週以降ですね、各地区で説明をさせていただき、意見交換会ということで意見伺いながらブラッシュアップして

いきたいと考えてございます。時間のない中での議論になりますがよろしく願いいたします。また、今ご説明している代替交通をもって、すべてを完了するというようなことは考えておりません。事業が始まった以降もですね、引き続きご意見をいただきながら、地域の実情に即した交通の仕組みというものを作り続けていきたいと考えてございますので、これからもよろしくお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

【 渡邊会長 】

ありがとうございます。この件につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【 小山委員 】

やはり、バスを利用している方は、札幌とか花川に行く病院通いの方と高校生だと思うんですけども、特に高校生の場合ですね、定期券の料金ですよね。定期券3か月分は金額が高いので、1か月ずつ買って土日は使わないようにっていう話も聞いておりまして、今後やっぱり高校生の定期券の減額というか、そういうことも考えてあげたらいいんじゃないかなってちょっと思ってるんですけども、個人的には。

【 佐々木課長 】

ご意見ありがとうございます。高校生の通学に伴う定期券、要は運賃の割引制度というところでございますが、まずこの代替交通を考えるにあたりまして、この通学の足の確保というところがまず最優先というふうに考えてございます。その中で交通費にかかる負担、特に親御様の負担というところを鑑みてですね、10ページの運賃につきましては、一般料金での設定になってございます。現状、花川側で運行しておりますデマンドについては、子どもの設定というのは、小学生以下という形で設定しておりますが、この新たな代替交通につきましては、例えば高校生も含めてですね、もう少し子どもの範疇というのを広げるという検討も必要かというふうに考えております。ただ、その定期券という形になるとですね、中央バス様のように、その交通の専門といいますか、事業者様の方で運用する分には定期券という考え方ができるかと思いますが、計算方法を含めて複雑な制度になっておりますので、代替交通につきましては、基本的にはその定期券という考え方よりは、先ほども言いましたが子どもの範疇、あるいは割引の対象をどこまで設定するかという中で考えていきたいと思っております。

【 平賀委員 】

資料の中に完全予約制となっておりますが、実際に運行するとなると何人ぐらい乗れる車両を使う予定でいるんですかね。

【 佐々木課長 】

ありがとうございます。使う車両につきましては、今現在そのご協力いただける交通事業者様とも協議を進めているところでございますが、現状、11ページ目以降の昨年の秋のデータ等を見ておりますと、これまで三つの路線それぞれで別々にお乗りになっていた方が、代替交通になった時には皆さん一つの便に乗るという形になりますので、朝と夕方はある程度の人数規模、30人から40の方が乗ってらっしゃることがデータから見えております。ですので、全員すべからく乗れるような規模の車両、あるいは台数の確保というところで協議を進めているというところでございます。

【 平賀委員 】

例えば花川とか向こうの方だったら厚田と違って、デマンド交通以外のバスとか、タクシーとかあると思うんですけども、突然出かけなきゃいけないってことで、急にバスに乗りたい時もあると思うんですよね。でもそ

れが例えば前日の予約制だったりしたら、当日乗れないわけですね。おそらくそういうこともあるんじゃないかなと。特に本当にお年寄りが多いもんですから、予約するのを忘れてたということも出てくるんじゃないかなと、そこら辺も考慮いただければと思います。

【佐々木課長】

ご意見ありがとうございます。その予約の時間につきまして、その出発までのどれぐらい前のタイミングで予約できるかというところかと思います。今現在動いている事業につきましては、基本的には出発の一時間前までに、お電話かスマホでの予約ということをお願いしております。ただ今ご意見いただきまして、急な用事で出なきゃいけないとなった時に、一時間前というのが妥当なのかというところがございますので、この辺もですね、地域の方のお声を伺いつつ、また、交通事業者側の意見も伺いながら、できるだけ皆様が予約しやすいような時間帯の設定を検討してまいりたいと思います。

【鎌田委員】

伺いたいのですが、単純に厚田から札幌、今までのように札幌ターミナルまでなんですけれども、結局はどのようにして行けばいいんでしょうか。

【佐々木課長】

代替交通を使った場合ということですね。二つパターンがあるかと思いますが、まずは厚田から厚田八幡線に乗っていただきまして、八幡コミセンで八幡ラルズ線にお乗り換えいただいて、花川エリアに出ますと、石狩庁舎前でも停まりますので、そこから札幌ターミナル行きのバスに乗っていただく、あるいは麻生方面、手稲方面のバスに乗り換えていただくことができます。八幡ラルズ線の最終的なゴールはラルズマート花川南店でございますので、こちら中央バスの路線が複数交差する場所になってございますので、こちらから麻生方面、手稲方面、栄町方面へと向かうことができます。

【鎌田委員】

厚田からラルズまでっていうのは、厚田の人たちにはあまり認識がないというか、あまり花川の街中の利用はしないのかなと思うんですけれども、厚田から札幌までの単純な運行経路っていうのにはできないんですか。

【佐々木課長】

今現状、新しい代替交通につきましては、市内での路線になってしまいますが、先ほど申し上げました沿岸バスの増毛号につきましては、今までどおり札幌まで直接行けるバスになっております。ただ、この便につきましては、朝の9時に厚田支所前を通過して札幌方面に行き、夕方は4時過ぎに戻ってくるという、一日一往復の便になってございます。そして運行につきましても、毎日ではなくて、隔日の月・水・金・日という形での運行となっております。札幌まで乗り換えなしで直接行くとなりましたら、こちらの増毛号のご利用をご検討いただきたいというところでございます。市側で考えている代替交通につきましては、どうしても石狩市内を出て札幌まで行くという案にはなっておりません。今回はあくまでも中央バスの路線廃止に伴いまして、まずはこの廃止した部分の機能の維持というところで動いているところでございますので、ご不便というか、ご負担のかかるところがあるかと思いますが、まずはこの形で進めてまいりたいと考えてございます。

【鎌田委員】

先ほどの説明で、重要視してるのは、通勤通学だということをおっしゃってございましたけれども、通勤にして

も通学にしても、どちらにしても全くの不便です。以前にも厚田で交通サービスの検討会をやっていて、上窪さんにもいろいろとご指導いただいたんですけども、熊谷さんがいらっしゃっていてちょっと言いにくいんですけども、その際は、やっぱり「中央バスが路線として認可を取って走っている以上は、市では同じ路線を使って思ったようなことはできない」と、「あくまでも中央バスが優先されるんだ」というようなことを聞いていたんです。そういう中で、今回中央バスが撤退するというところになった時に、もっと便利な交通手段を考えられるのかなと思ったんですが、かなり不便になるなという印象です。

【佐々木課長】

これまで厚田区の方でも交通の検討会を開催して、地域の方のご意見を伺いながら、厚田のあるべき交通の仕組みというのをご検討されていたということは伺っておりますし、我々の方でも認識しております。その中でもやはり、中央バスが国道を走っていることで、そこを被らないような形で検討せざるを得ないという、その制約の中でご検討されていたということも伺っておりました。今回は、急な路線廃止という中で議論を深めることができていないというところは本当に申し訳ないところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、今後も地域の方のご意見を伺いながら、かつ、地域の交通事業者様と協議を進めながら、より利便性の上がる仕組みというところにつきまして検討を進めていきたいと考えてございます。今回につきましては、既存の路線の機能の最低限の確保というところと、通勤通学の足を止めないというところを主眼に動いているところがございまして、これまでの皆様のご検討から見るとですね、かなり残念な部分があるというのは重々承知しているところでございます。ですが、今後も引き続き検討を進める考えでございまして、今後もしご意見をいただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【鎌田委員】

あくまでも厚田の場合は、高校生主体、それから高齢者の方々なんですけれども、高齢者の方がバスに乗って何回も乗り換えをしなければ札幌方面まで行けないというのが、聞いていて一番今までと違うんじゃないかなと、思っていたのと違うんじゃないのかなと感じると思います。これからまた検討を重ねてより良い交通手段になっていただければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

【渡邊会長】

その他、ご意見ありますでしょうか。

【大内委員】

どうしても無理なのかどうか分からないんですけど、少なくとも厚田から石狩庁舎までまっすぐ行くことはできないのかなと。八幡町で乗り換える意味が分からないんですけど。

【佐々木課長】

ありがとうございます。厚田から花川方面までまっすぐに行けないかというところでございますが、先ほどのご説明の際にも申し上げましたが、本来であれば、その形が取れば非常に地域の方の利便性も高いと理解しているところでございます。ただ現状、ご協力いただける交通事業者様においてもですね、潤沢な人と車があるわけではない中で、こういった形ならご協力いただけるかというような調整になっているところもございまして。その中でそれぞれの路線について、1台の車両を確保して動く形で想定しております。ですので、1台の車両で長距離となりますと、ループをする距離が長くなりますので、一回運行して戻って来て、また次の便を運行させるのに時間がかかってしまうというところがございまして、そのため乗り継ぎという形を取ってございます。ご不便

がどうしても出てしまうんですけれども、ご協力いただいている事業者様の運行の距離を短くすることで、行って帰ってくるシャトルの時間を短くすることで、ある程度の便数を確保するというようなところで考えているところでございます。

今後、交通事業者様の方の人、そして車ですね、車線り人線りの目途が立つのであれば、もう少し距離を長くするとか、時間を増やすといった検討も出てくるかと思うのですが、現状で協議している中では、便数が多い形で設定して、蓋を開けてみたら実は運行できないというようなリスクも高くなりますので、少ない台数で動くのであれば、どういう形で動けるかというような協議の中で、このような案を出させていただいているという状況でございます。今後の状況によっては、乗り継ぎなしで直接行けるということも含めて、検討できる可能性はあるかというふうに考えてございます。

【大内委員】

これができたら、ちょっと一回乗ってみたいと思います。

【小笠原委員】

デマンド交通のことがよくわかっていないので質問させてもらいたいのですが、こうやって時刻表になってますけれども、予約がなかったらその便は走らないということなんでしょうか。

【佐々木課長】

今回のこの事業につきましては、すべて予約がなければもちろん走らないという形もありますけれども、基本的にはご予約いただければ、この時間帯で動きたいと考えておりまして、デマンドということで、どちらかというと乗りたい時に乗れるというイメージがどうしてもあるのですが、今回のこの新しい路線につきましては、通学通勤の足の確保というところで考えますと、いつでも乗れるというよりは、確実にこの定められた時間で人を運ぶという、定時性の確保というのが非常に大切になってくるところでございます。ですので、この時間どおりに基本的には動くようになりますので、予約制とは言いながら、基本的な運行につきましては、中央バス様がやっているような路線バスと同じような定時性を保った形での運行を行いたいと思っております。

ではなぜ予約制にするのかというところでございますが、八幡で乗り換えが生じます。八幡から南の事業者と八幡から北の事業者が別々の事業者ですので、何人が乗って来るのかというところの予約状況の把握ができないと、最悪、乗せ忘れみたいな可能性が出てきます。特に冬場にこれが起きると非常に危険ですので、確実に運行事業者が厚田方面から、あるいは花川方面から何人が乗ってきて、何人が乗り継ぐのかというところの乗車状況を把握するために予約制という形を取らせていただきたいと思います。

【小笠原委員】

ということは、そのバスに空きがあれば、先ほど平賀さんも言っていましたけれども、割と直前の予約でも乗れる、定時性が強いのであれば、乗れることは結構期待できるということではないでしょうか。

【佐々木課長】

はい、おっしゃるとおりです。

【小笠原委員】

分かりました。せっかくなんで代金の支払い方法についてもお聞きしたいんですが、どんな方法を検討していますか。

【佐々木課長】

支払方法につきまして、今検討しているところですが、例えば乗り継ぐ度にお支払いいただくという形は、避けたいと思っております。ですので、例えば厚田でお乗りになって花川で降りるという場合には、厚田で先払いしていただくか、あるいは降車時に支払っていただくか、どちらが良いかというところはあると思いますが、なるべく利用者の負担、そして運行事業者の運転手さんの負担軽減も考えて、シンプルな形での料金の収受方法を考えたいと思います。合わせてカード払いで事前決済をしていただく手法なども考えておりますが、この辺は技術的な部分もございますので、どこまでできるかというところにつきましては、今後整理する中でお知らせしたいと考えております。

【小笠原委員】

せっかくなんでもうちょっと聞きたいのですが、例えばそのいろんな管理をする。現金のやり取りを本当にいっぱいやると結構大変な気がするんですけれども、そこら辺はどんな感じなんですか。

【佐々木課長】

まず料金の管理というところですが、デマンドのシステムの中で、資料の10ページにも載っておりますように、大きくエリアを六つに分けております。この六つのエリア間での料金体系ですので、システム側でもこれを整理した上で、どこのエリアからどこのエリアまで乗車となればもちろん料金が計算できますので、それが運転手さんの席の横にあるタブレットにも表示されますので、実際ご乗車いただいて支払いをしていただく際に、運転手さんもその画面を見ながら確認できるというような仕組みを想定しております。あとはできるだけ支払いに時間のかからない仕組みにしていきたいと思います。

【小笠原委員】

例えば、ダイヤを作るにしても凄く難しいような気がするんです。素人が簡単にできるような感じじゃないというか。中央バスさんみたいなプロがやって初めてできるような気がするっていうのと、そのいろいろな仕組みを検討するというお話をされたんですけども、例えばどこかの市町村を参考にしたのでしょいか。全くゼロからってことはないと思うんですけれども。

【佐々木課長】

どこを参考にしたのかということでございますが、実は新港地域で4年ほど前からデマンドの実証事業をおこなっておりまして、地域の交通事業者様、ダイコク交通様、三和交通様、そして中央バス様のご協力をいただく中で、デマンド事業の仕組みを作り上げてきたという経験がございます。ですので、先ほど言いました時間の設定方法、あるいはシステムの運用手法などにつきましても、現状のシステム事業者様、あるいは関係する事業者様と協議を重ねながら、石狩市でまた新たに代替交通を作るにはどうしたらいいかというところを検討してきたという経緯がございます。他の自治体でいいますと、お隣の当別町様がコミュニティバスを導入して運用されている、あるいは中央バス廃止に伴って月形町に向けての新たな代替交通を構築されたという実績もございますので、そういう近隣の町、小樽市、札幌市などにもちょっとお話を伺ったりもしてございます。

【小山委員】

よろしいでしょうか、予約の場所なんですから、まだ準備の段階でしょうけれども、地元厚田でとかにはなりそうでしょうか。乗り降りする場所ではなくて、予約場所がです。例えばお年寄りがね、「何日の何時のバスに乗りたいたいけれども」といった場合の電話の連絡先が石狩市よりもやはり地元の方がいいのかなって。

【 佐々木課長 】

今考えているのはフリーダイヤルで料金がかからない形で、コールセンターを活用して予約を取ろうと思っております。実際は札幌、あるいは東京のコールセンターの方にお電話がつながりまして、「何時のバスに乗りたい」と伝えていただければ、コールセンター側で予約が取れますので、あとはその時間にバス停なりでお待ちいただければお乗りいただけるという形になります。

【 小山委員 】

コールセンターですとちょっと緊張しますね。

【 佐々木課長 】

浜益区でもデマンドやっているんですけれども、当初はやはりお電話でうまく伝わるかというような緊張感があるっていう話はこれまでも伺っているところでございますが、一度やってみて流れをご理解いただけますと、リピーターとして繰り返し乗っていただいている方もいらっしゃると思います。もしうまく伝わらないということがあれば、市役所の我々交通担当にご連絡いただければ、サポートいたしたいと思いますので、そこで予約するのをやめるというよりは、ぜひ一度トライしていただきたいです。

【 小山委員 】

分かりました、ありがとうございます。始発はあくまでも厚田ですか。厚田で乗りたいという予約がなかったら、途中のバス停からピストンとかになるのでしょうか。

【 佐々木課長 】

厚田で予約が入っていない場合でも、スタートは厚田からを想定しております。

【 渡邊会長 】

いかがでしょう、皆様他ございますでしょうか。

なければ、私から一つよろしいでしょうか。デマンド交通になってもバス料金といたしますか、通学にも結構かかりそうなので、例えば助成金っていうのか、補助金っていうのか分からないですが、そういうのもちょっと市の方で考えていただければなと思ひまして、この場を借りてちょっとお願いをしたいと思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【 佐々木課長 】

はい、会長がおっしゃったのは、もう少し地域の方の生活に馴染みやすいような形で、その補助金を含めて弾力的な運用ができないかというようなお話かと思いますが、この部分ちょっと交通担当だけにかかわらず、多岐にわたるかと思ひますので市役所の中でも必要に応じて検討を進めたいとは思ひますが、やはりまずは乗っていただかないとですね、代替交通を構築するための動きというのがうまく地域の方に伝わらないところがございしますので、乗っていただけるような仕組みづくりというところは検討してまいりたいと思ひます。ありがとうございます。

【 渡邊会長 】

今、高校に通ってる子どもたちが、二回の乗り継ぎがスムーズに行くっていうことを前提にして、学校に遅れないような措置をとっていただければありがたいかなと思ひます。よろしくお願いいたします。

【 佐々木課長 】

承知しました。そのあたり、市といたしましても事業者側に投げっ放しにするのではなく、課題点があれば交通事業者さんとも共有しながらご利用者にご不便かけないような形で体制を作っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【 渡邊会長 】

はい、それでは一通りご意見が出尽くしたのかなと思いますので、この件については一旦これで終わりたいと思います。

6. その他

【 渡邊会長 】

次、その他になりますが、皆様から何かありますでしょうか。
なければ、事務局からお願いいたします。

【 事務局 】

(1) 吉田課長より健康測定会の開催について

(2) 次回日程について

9月下旬を予定

7. 閉会

20 時 15 分 閉会

令和 7 年 8 月 18 日 議事録確定

石狩市厚田区地域協議会

会 長 渡 邊 教 円